



埼玉県報

第 2 6 5 1 号
 平成 2 6 年 1 2 月 2 日
 火 曜 日

目次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [個人防護具セットに関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [救助工作車\(Ⅱ型\)に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定の解除の案の縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [歯科技工士国家試験の実施に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [志木都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録者の50分の1、3分の1の数\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千五百三十八号

平成二十六年十一月二十五日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分した平成二十六年年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,793,298,813千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		183,044,508	2,547,984	185,592,492
	3 委託金	3,678,305	2,547,984	6,226,289
歳入合計		1,790,750,829	2,547,984	1,793,298,813

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		122,596,110	2,547,984	125,144,094
	7 選挙費	645,277	2,547,984	3,193,261
歳出合計		1,790,750,829	2,547,984	1,793,298,813

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なのはな
- 三 代表者の氏名
宮越 裕子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市武蔵野二千五百二十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、特別支援学校に通う児童・生徒等に対し、障害児童・生徒等の個々を尊重した放課後児童クラブ運営事業及び障害児通所支援事業を行い、障害児童・生徒等とその家族の生活を豊かで安全に、そして地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
個人防護具セット 14,000セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部疾病対策課感染症・新型インフルエンザ対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
14,439,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年7月11日

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
救助工作車（ 型 ） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県消防学校総務・企画担当 埼玉県鴻巣市袋30番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉消防機械株式会社 埼玉県秩父市東町7番5号
- 5 落札金額
45,133,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年6月17日

告示

埼玉県告示第千五百四十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定したいので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 ふるさとの緑の景観地の名称及び当該景観地の区域の拡張に含まれる土地の区域

名称	区域
所沢市北中ふるさとの緑の景観地	所沢市東狭山ヶ丘五丁目 八九六番一、九二五番一、九二六番一、九二七番一、九三九番、九四二番、九四四番、九四七番、九五〇番一、九五〇番九、九五〇番一〇
狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市堀兼字上榛 二四二四番一、二四二四番二、二四二四番三、二四二四番七、二四二四番八

二 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十六年十二月十五日まで

三 ふるさとの緑の景観地の区域の拡張の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市環境クリーン部みどり自然課

狭山市建設部みどり公園課

告示

埼玉県告示第千五百四十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第七項の規定により、次のふるさと緑の景観地の指定を解除したいので、同条第八項において準用する同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 ふるさと緑の景観地の名称及び当該景観地の区域

名称	区域
川口市西立野ふるさと緑の景観地	昭和五十七年埼玉県告示第五百二十四号において指定した川口市西立野ふるさと緑の景観地の区域
三芳町上富ふるさと緑の景観地	昭和五十五年埼玉県告示第四百六十五号、昭和五十六年埼玉県告示第四百三十四号及び昭和五十八年埼玉県告示第五百六号において指定した三芳町上富ふるさと緑の景観地の区域

二 ふるさと緑の景観地の指定の解除の案の縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十六年十二月十五日まで

三 ふるさと緑の景観地の指定の解除の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県西部環境管理事務所

川口市都市計画部みどり課

入間郡三芳町都市計画課

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百四十五号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

	試験期日	試験場所
学説試験	平成二十七年 二月十二日（木）	埼玉県さいたま市浦和区高砂三ー十五ー一 埼玉県庁 第三庁舎講堂
実地試験	平成二十七年 二月十三日（金）	埼玉県さいたま市見沼区東大宮一ー十二ー一 三五 埼玉歯科技工士専門学校

二 試験科目

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条各号のいずれかに該当する者

四 受験手続

イ 提出書類

歯科技工士法施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期日及び場所

平成二十七年一月八日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十七年三月十六日(月)

午前十時から午後五時まで

□ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十七年三月十六日(月) 午前十時から四月十五日(水) 午後十二時ま

で

告 示

埼玉県告示第千五百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画道路三・四・四鶴瀬駅東通線、三・四・四十上福岡駅前通線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・四鶴瀬駅東通線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

（三・四・四十上福岡駅前通線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十六年十二月十六日まで

告示

埼玉県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
川越都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課
- 四 縦覧期間
平成二十六年十二月二日から平成二十六年十二月十六日まで

告示

埼玉県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十六年十二月十六日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年六月三十日

指令川建セ第二六 一六 号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月二十六日

川建セ第二六 一 九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山一五五七番一、一五五七番二、一五五六

番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町一丁目二番一三号

株式会社誠和ハウジング 代表取締役 栗原和人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月二十一日

指令川建セ第二五〇一六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十一月二十七日

川建セ第二六〇一ー一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千五百二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋四百七十七番地一

福岡 進

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙区名	職 務	住 所	氏 名
第一区	選 挙 長	埼玉県北本市高尾五丁目二十六番地	滝瀬 副次
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市大字安比奈新田二百六十一番地九	大山 澄男
第三区	選 挙 長	埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番四	石 田 昌 彰
第四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目十一番二十一 二〇七	宮 下 哲 治
第五区	選 挙 長	埼玉県川越市南台三丁目二番地十山大マンション三〇四	矢 部 操
第六区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目八十番地三十	木 部 康
第七区	選 挙 長	埼玉県川口市大字安行藤八四十六番地の四十四	山 本 晴 造
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県深谷市田中二千九百三十四番地三	戸 田 健 一
第九区	選 挙 長	埼玉県上尾市緑丘二丁目五番十二	土 田 保 浩
第十区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県富士見市南畑新田二百十九番地	島 村 克 己

告示

埼玉県選管告示第七十号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

職務	住所	氏名
選挙分会長	埼玉県北本市高尾五丁目二十六番地	滝瀬副次
選挙分会長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市南台三丁目二番地十山大マンション三〇四	矢部操

告 示

埼玉県選管告示第七十一号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

職 務	住 所	氏 名
審 査 分 会 長	埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番四	石 田 昌 彰
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県川口市大字安行藤八四十六番地の四十四	山 本 晴 造

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月二日 午後七時二十分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第七十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月四日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第七十四号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月二日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月二日 午後七時四十五分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告示

埼玉県選管告示第七十六号

平成二十六年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、四〇二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇五三、三四四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、六六七人
南第二区	一四四、〇九二人
南第三区	二三、四七〇人
南第四区	三八、六一九人
南第五区	三一、〇九二人
南第六区	四三、〇七五人
南第七区	二六、四二四人
南第八区	二五、五一〇人
南第九区	四一、〇一七人
南第十区	四七、五七七人

南第十一区
南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区

三〇、九一三人
三〇、三五七人
六一、八三五人
三二、〇五九人
一九、〇九九人
三〇、四八七人
一九、八〇四人
四三、八八四人
一九、四八六人
三三、八〇六人
三五、四六四人
二一、二六八人
九三、九〇五人
四〇、八四八人
二二、五〇九人
四二、七九六人
一六、〇四二人
二九、四〇五人
二三、九二二人
九四、四九一人
一五、六〇六人
一三、三七七人
二七、二八〇人
一八、九八一人
一一、七一一人
二四、四〇〇人
二六、六八九人
一八、一七九人
一一、九七一人
一五、二五〇人
二一、三九五
四九、〇二九人
五五、一七二人
二三、二五六人

東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一五、二〇二人
一八、七七八人
一五、〇七九人
一九、二三六人
一七、四六七人
二九、一四六人
五五、二二四人
八九、六五二人
二二、六六二人
三六、八八四人
一七、七九五入
一四、八四〇人
三一、二九九人
一八、一三一人

告示

埼玉県選管告示第七十七号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長

滝瀬副次

選挙区	制限額
第一区	二五、六四一、二〇〇円
第二区	二六、〇六八、三〇〇円
第三区	二六、〇八九、四〇〇円
第四区	二四、五一八、九〇〇円
第五区	二四、四八二、二〇〇円
第六区	二五、五五六、六〇〇円
第七区	二五、三九七、二〇〇円
第八区	二四、四〇二、三〇〇円
第九区	二五、一八一、一〇〇円
第十区	二四、〇〇七、七〇〇円
第十一区	二四、四六二、六〇〇円
第十二区	二四、六八六、三〇〇円
第十三区	二四、五四八、三〇〇円
第十四区	二五、四七二、五〇〇円
第十五区	二四、七八七、〇〇〇円